

令和2年5月20日

各小・中学校保護者 様

東松山市教育委員会教育長

東松山市立小・中学校の再開について（お知らせ）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした本市の対応に、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和2年5月31日までとされていた国の緊急事態宣言が、5月14日に39県で先行して解除され、5月21日には埼玉県を含む8都道府県についても解除の可否が検討されることとなっています。

本市では、令和2年4月21日付けの「緊急事態宣言解除後の学校の教育活動について」にて、緊急事態宣言が解除された日の翌々日に学校を再開することをお知らせしましたが、新型コロナウイルスへの感染を防止し、子供たちと教職員の生命を守るため、学校再開は下記のとおりといたします。

記

- 1 学校再開
令和2年6月2日（火）に学校を再開します。
- 2 始業式・入学式
令和2年6月2日（火）に始業式・入学式を実施します。
※詳細は、学校のいんぷおメール、及びホームページによりお知らせします。
- 3 学校給食
令和2年6月12日（金）に給食を開始します。（小学校1年含む）
※給食開始までの間は、学校の実態に応じた分散登校を行います。詳細は、学校からお知らせします。
- 4 児童生徒の受け入れ
6月1日（月）は前日準備を行うため、児童生徒の受け入れは行いません。特例的受け入れは5月29日（金）までとします。
- 5 その他
 - (1) 臨時休業終了後も、最も感染拡大のリスクを高める環境《3つの密》（①換気の悪い密閉空間 ②人の密集 ③近距離での会話や発声）を徹底的に回避する必要があります。そのため、例年行われている教育活動を変更して行う場合があります。
 - (2) 学校では、咳エチケットや手洗い等の指導を徹底します。ご家庭でも、引き続き同様の指導をお願いします。
 - (3) ご家庭においては、毎朝の検温と健康観察をお願いします。
 - (4) 発熱、咳等の風邪症状がある場合は、学校へ連絡するとともに、無理をせず自宅で休養してください。その場合、欠席にはなりません。
 - (5) 本内容は、令和2年5月20日時点での情報をもとに作成しています。状況に応じて、今後変更になる場合があります。

お問合せ先 東松山市教育委員会
教育部学校教育課
電話 0493-21-1429